

## 北九州市 ICT 活用工事（土工） 実施要領

### 1 ICT活用工事

#### (1) 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

#### (2) ICT活用工事における土工

次の①～⑤の全ての段階で、ICT施工技術を活用（以下、「ICT活用施工」）することをICT活用工事における土工とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①③の段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型ICT活用工事とする。また「ICT土工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

#### (3) ICT施工技術の具体的内容

国土交通省「ICT活用工事（土工）実施要領」の「1-3 ICT施工技術の具体的内容」によるものとする。

#### (4) ICT活用工事の対象工事

国土交通省「ICT活用工事（土工）実施要領」の「1-4 ICT活用工事の対象工事」によるものとする。

### 2 ICT活用工事の実施方法

#### (1) 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記によるものとする。

- ・受注者希望型

土工数量が1,000m<sup>3</sup>以上（予定金額2,000万円未満の市単独費工事を除く）で、発注者が設定した対象工事に適用する。

#### (2) 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下による。

- ・別紙「ICT活用工事（土工）入札公告、入札説明書 記載例」
- ・別紙「ICT活用工事（土工）特記仕様書 記載例」

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

#### (3) 「ICT活用工事（土工）特記仕様書」の無い工事で受注者から希望があった場合の措置

発注者と受注者の協議による。

### 3 ICT活用工事実施の推進のための措置

#### (1) 工事成績評価における措置

ICT活用施工を実施した場合、工事成績評価において該当する項目で評価するものとする。

ア ICT活用工事加点として「3次元起工測量」から「3次元データの納品」までの全ての段階でICTを活用した工事

本項目は2点の加点とする。

イ ICT活用工事加点として、少なくとも「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」の全ての段階でICTを活用した工事

本項目は1点の加点とする。

ウ 上記アまたはイに該当しないICTを活用した工事

加点の対象外とする。

なお、受注者希望型によるICT活用工事を契約した後、受注者からの提案により工事目的物である土工においてICT活用施工（1（2）①～⑤の全て）が実施されなかった場合、工事成績評定における減点を行わない。

#### 4 ICT活用工事の導入における留意点

##### （1）施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を実施するものとする。

##### （2）工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。